

ケアハウス 保月の郷 運営規程

第1章 総 則

(目的及び基本方針)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人三相園福祉会が設置運営するケアハウス（以下施設という。）の運営及び利用について必要な事項を定め、施設の円滑な運営を図ることを目的とする。

2 施設が居宅であることを踏まえつつ、高齢者の特性に配慮した住みよい住居を提供し、入居者の自主性の尊重を基本として、入居者が明るく、心豊かに生活できるように配慮していくものとする。

3 施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供に努める。

4 施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行う。

(事業所の名称等)

第 2 条 名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 ケアハウス 保月の郷
- (2) 所在地 兵庫県丹波市春日町山田170番地

(利用定員)

第 3 条 施設の利用定員は28名とする。

2 施設は、利用定員及び居室の定員を超えて運営をしない。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

第2章 職員及び職務分掌

(職員の区分及び定数)

第4条 施設に次の職員を置く。

- | | |
|-----------|--------|
| (1) 施設長 | 1名(兼務) |
| (2) 事務員 | 1名 |
| (3) 生活相談員 | 1名 |
| (4) 介護職員 | 1名 |
| (5) 調理員 | 1名 |

- 2 前項に定めるものの他必要がある場合は、定員を超え又はその他の職員をおくことができる。

(職務)

第5条 職員の職務分掌は次のとおりとする。

- (1) 施設長
施設の業務を統括する。施設長に事故があるときは、あらかじめ理事長が定めた職員が施設長の職務の代行をする。
- (2) 事務員
施設の庶務及び会計事務に従事する。
- (3) 生活相談員
入居者の入退所、生活相談及び援助の企画立案、実施に関することに従事する。
- (4) 介護職員
利用者の日常生活の介護、相談及び援助業務に従事する。
- (5) 調理員
栄養士の指示を受けて給食業務に従事する。

- 2 職員毎の事務分掌及び日常業務の分担については、施設長が別に定める。

(勤務体制の確保等)

第6条 施設は、入居者の生活相談及び援助が提供できるよう、職員の勤務の体制を定める。

- 2 施設は職員に対し、その資質向上のための研修の機会を確保する。

(会議)

第 7 条 施設の円滑な運営を図るため次の会議を設置する。

(1) 職員会議 (2) ケアハウスサービス向上・入退所検討会議

2 その他必要な会議、各会議の運営に必要な事項は、施設長が定める。

第3章 運営に関する事項

(利用資格)

第 8 条 利用年齢を原則として60歳以上であることとする。但し、夫婦の場合は何れか一方が60歳以上であれば差し支えない。

2 自炊が出来ない程度の身体機能の低下等が認められ、又は高齢等のため孤立して生活するには不安が認められる者で、家族による援助を受けることが困難な者。

3 伝染病疾患及び精神的疾患等を有せず、且つ問題行動を伴わない者で共同生活に適應できる者。

4 各種サービスを利用することにより、自立した日常生活を送れる者。

5 生活費に充てることが出来る資産、所得、仕送り等が有り、所定利用料が負担出来る者。

(入居)

第 9 条 入居を希望するものは、次に掲げる書類を設置者に提出すること。

(1) 入居申込書

(2) 住民票

(3) 所得証明書若しくは前年度の所得が分かるもの

(4) 身元保証人届

(5) 健康診断書若しくはそれに代わるもの

(6) 返還金受取人届

2 設置者は、入居申込者の入居の可否の判断については、入居の申込みがあった日から10日以内に入居の可否について連絡するものとする。

- 3 入居にあたっては、入居申込者及び身元保証人、返還金受取人と施設長とが入居契約書をもって入居契約を交わすものとする。重要事項説明書については説明を行い、入居申込者より同意を得るものとし、また、契約書に付随して、本管理
- 規程についても詳細を入居申込者に説明するものとする。

(利用料)

第 10 条 入居者は、利用料として別表に定める月額利用料を施設が指定する日までに支払うものとする。

- 2 入居又は退居に伴って、1 ヶ月に満たない期間利用した場合の利用料は、日割り計算によって精算する。
- 3 利用料の支払い方法は、自動引き落とし、振り込み、現金による支払いのいずれかとし、入居時にその方法を施設長と入居者で決定する。
- 4 事務費の減額を希望する者は、入居時及び翌年度以降 1 回、入居者自身の収入等に関する拳証資料を添付して、施設長に対して申請を行うものとする。

(専用居室)

第 11 条 居室の清掃、日常的な維持管理は入居者が行うものとする。また、居室のゴミ、廃棄物については、入居者が定められた場所まで運搬することを原則とする。

- 2 居室において練炭、火鉢、石油ストーブ等火気類の使用を安全面から禁じる。

(共用施設・設備)

第 12 条 共用施設・設備の利用時間や生活ルール等は、施設長と運営懇談会との間で協議のうえ決定するものとする。

- 2 入居者は、共用施設・設備等専用居室以外の決められた場所に私物を置いてはならない。
- 3 共用施設・設備等の清掃、維持管理は施設職員が行うものとする。

(相談・助言)

第 13 条 施設職員は、入居者から生活全般の諸問題について相談を受けた場合は、誠意を持って対応し、適切な助言を行う。また、必要に応じて各種サービス等との十分な連携を図り、その有効な利用について積極的に援助を行うものとする。

(食事の提供)

第 14 条 入居者の食事は、栄養並びに入居者の身体の状態及び嗜好を考慮して、適温に配慮し、適切な時間に提供する。食事時間は次のとおりとする。

- (1) 朝食 午前 8 時 00 分から
- (2) 昼食 午後 12 時 00 分から
- (3) 夕食 午後 18 時 00 分から

2 予め欠食する旨の連絡があった場合には事を提供しなくてもよいものとする。

3 食事の場所は原則として食堂とする。但し、入居者が自分で運搬を行うか、自分の管理のもとに運搬をし、且つ原則として前項に掲げる食事時間内に食器を返却する場合や一時的な病気（風邪等）で食堂へ出て来れない場合は、居室で食事をとることはさしつかえない。

(入浴)

第 15 条 入浴は隔日以上とし、施設職員が入浴の準備を行う。

2 入浴の時間は、午後 6 時から午後 9 時までとする。

3 入浴に際しては、他の入居者も利用することを考え清潔の維持に留意する。

4 入居者は、伝染性の疾患等の疑いがある場合は、速やかに職員に相談し、その指示に従うものとする。

(在宅サービス等の利用)

第 16 条 施設は、入居者が身体状況の変化等によって日常生活上の援助を必要とする状態になった場合は、ホームヘルプサービス等の在宅サービスを利用できるよう連絡等の必要な対応を行う。

2 前項の場合、利用はあくまで入居者自身の判断で行うものとし、利用についての責任は負わない。

3 第1項に伴う費用は入居者自身若しくはその家族等が負担する。

(自主活動への協力)

第17条 入居者は、施設の共用設備を使って自由に趣味教養活動や自主的なクラブ活動、行事等を行うことができる。

2 前項の場合は、必要な費用を参加者が負担する。

3 第1項に関して、施設職員は自主活動の主旨を損なわない範囲で助言や援助を行うことができる。

(保健衛生)

第18条 常に入居者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。(定期健康診断は年1回以上行い、その記録を保存する。)

2 入居者の健康保持に当たり、高齢者特有の疾病防止に努める。

3 入居者に対し随時保健衛生知識の普及、指導を行うものとする。

4 入居者の使用する食器、飲用に供する水又は設備について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医療品及び医療用具の管理を適正に行う。

5 施設は、感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を行う。

(外泊)

第19条 外泊する時は、事前に宿泊先及び帰着予定日等を施設長に届け出るものとする。

(部外者の利用)

第20条 外来客を宿泊させる時は、予め施設長に届けるものとする。

2 一時的な疾病等による看護又は介護が必要になったため、近親者等を居室に宿泊させる場合は、原則として施設長に届けるものとし、施設長と入居者との相談のうえ、その期間を定める。

- 3 希望する日の前日までに施設長に届けば、外来客に対しても食事を提供するものとする。但し、実費として別途に定める食事代を負担する。

(小動物の飼育)

第 21 条 入居者は、施設の許可を受けた場合、専用居室において小鳥、小形魚類等の小動物の飼育をすることができる。但し、許可を受けた場合であっても、他の入居者の迷惑となる場合は許可を取り消す。

(政治・宗教活動の禁止)

第 22 条 当施設は、一切の政治活動及び宗教活動は行わない。

- 2 入居者は専用居室以外の場所で、一切の政治活動及び宗教活動をしてはならない。また、他の入居者にそれらの活動への参加を強要してはならない。

(入居者心得)

第 23 条 施設は、別に定める入居者が守るべき入居者心得を入居者に配布し、その趣旨を十分に周知徹底しなければならない。

- 2 バルコニーは、他の入居者のプライバシーに十分注意して利用すること。
- 3 テレビ、ラジオ等音響機器の夜間における利用は、他の入居者の迷惑にならないようにボリュームを落として利用すること。
- 4 施設長の許可を得て行った部屋の模様替え等については、退居時に現状に復するものとする。この時の必要な費用は入居者自身若しくはその家族等が負担する。

(運営懇談会)

第 24 条 ケアハウス入居契約書第 4 条（運営懇談会）に基づき、運営懇談会を設置する。

- 2 運営懇談会の設置、運営については、別に定める保月の郷運営懇談会細則によるものとする。

第 4 章 緊急時における対応方法

(緊急時の対応)

第 25 条 入居者は、身体の状態の急激な変化等で緊急に職員の対応を必要とする状態に

なった時は、昼夜を問わず24時間いつでもナースコール等で職員の対応を求められることができるものとする。

- 2 職員はナースコール等で入居者から緊急の対応の要請があった時は、速やかに適切な対応を行う。
- 3 入居者が予め近親者等緊急連絡先を届け出ている場合は、医療機関への連絡とともにその緊急連絡先へも速やかに連絡を行う。

第5章 非常災害対策

(非常災害対策)

第26条 非常災害に備えて避難、救出、その他必要な訓練を、夜間想定を含めて年2回以上実施し、訓練の実施に当たっては地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

- 2 消防法に準拠して防災計画を別に定める。

第6章 その他運営に関する事項

(秘密保持等)

第27条 施設の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じる。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第28条 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの代償として金品その他財産上の利益を供与してはならない。

- 2 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該施設からの退所者を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第29条 施設は、入居者からの苦情に迅速かつ適正に対応するために、苦情を受付ける窓口を設置する。

(虐待防止に関する事項)

第30条 施設は、利用者の人権の擁護・虐待等の観点から、その発生又は再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 施設は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市に通報するものとする。

(地域等との連携)

第31条 施設は、運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の、地域との交流に努める。

(業務継続に向けた取り組み)

第32条 施設は、感染症や非常災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等を策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）を実施する。

(ハラスメント対策)

第33条 施設は、施設において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

(暴力団員等の排除)

第34条 管理者は、兵庫県暴力団排除条例(平成23年兵庫県条例第30号)第2条第1号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であってはならないものとする。

2 その運営について、兵庫県暴力団排除条例第2条の暴力団及び暴力団員並びにこれらの者と社会的非難されるべき関係を有する者の支配を受けないものとする。

(記録の整備)

第35条 施設は、入居者に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(改正の手続き)

第36条 この規程を改正、廃止しようとするときは、運営懇談会の意見を参考にする。

(法令との関係)

第37条 この規程に定めのないことについては、法令に定めるところによる。

附 則

- この規程は、平成 8年5月1日より施行する。
- この規程は、平成19年4月1日より一部内容を改正施行する。
- この規程は、平成20年4月1日より一部内容を改正施行する
- この規程は、平成23年9月1日より一部内容を改正施行する
- この規程は、平成24年4月1日より一部内容を改正施行する
- この規程は、平成29年6月24日より一部内容を改正施行する
- この規程は、平成30年4月1日より一部内容を改正施行する
- この規程は、令和 3年4月1日より一部内容を改正施行する
- この規程は、令和 5年12月13日に一部改正し令和5年12月1日に遡及し施行する。
- この規程は、令和 6年3月23日に一部改正し令和6年3月1日に遡及し施行する。

ケアハウス 保月の郷 運営懇談会細則

1. 目的

この保月の郷運営懇談会細則（以下「細則」という。）は、ケアハウス保月の郷運営規程第24条に基づき、保月の郷の健全な運営と入居者の快適で心身共に充実した生活の実現のために必要な事項について、意見を交換する場として、「ケアハウス保月の郷運営懇談会」（以下「懇談会」という。）を設けるものとする。

2. 懇談会の構成

懇談会は、施設長他ケアハウス職員及び入居者全員により構成されるものとする。

3. 懇談会の開催

- (1) 懇談会は、原則として定例懇談会を毎月1回開催する。但し、定例懇談会のほか施設側と入居者の双方が必要と認めた場合は、臨時懇談会を随時開催するものとする。
- (2) 懇談会の招集は施設長の名において行う。
- (3) 懇談会の進行は施設側において行う。

4. 懇談会における課題

- (1) 運営規程、細則等の諸規程の改変について
- (2) その他特に必要と認めた事項について

5. 記録の作成

懇談会の議事については、開催の都度その記録を作成して、全入居者に配布する。

附 則

- この規程は、平成 8年5月1日より施行する。
- この規程は、平成19年4月1日より一部内容を改正施行する。
- この規程は、平成29年6月24日より一部内容を改正施行する。